

令和8年7月16日（木）
子ども家庭課 岸本（内線 3211）
ダイヤルイン 087-832-3286

子ども女性相談センターにおける個人情報の漏えいについて

1. 概要

7月13日（月）、子ども女性相談センターにおいて、児童A・B及びその保護者等に関する情報を記載した内部資料を、別の児童Cの保護者に誤って同封して郵送したことにより、児童の氏名等の個人情報が漏えいする事案が判明しました。

2. 経緯等

（1）発覚の経緯

7月13日（月）午後に、児童Cの保護者から、郵送された書類の中に別の児童A・Bに関する書類が入っている旨の連絡がありました。

（2）漏えいした個人情報

児童A・Bの氏名

児童A・Bの置かれている状況

児童A・Bの支援方針に関する情報

児童A・Bの保護者に係る情報

（3）子ども女性相談センターの対応

同日、子ども女性相談センター職員が児童Cの保護者宅を訪問し、謝罪を行うとともに、児童A・Bに関する書類を回収しました。

なお、7月16日（木）、児童A・Bの保護者には、経緯を説明して謝罪をしています。

3. 原因

子ども女性相談センター職員が児童Cの保護者に送付する書類を封入する際に、誤って児童A・Bに関する書類を同封してしまったものです。

4. 再発防止策

郵送物を準備する際のダブルチェックを徹底します。